

手続の名称	教員免許状の再交付
手続の概要	教員免許状を紛失、焼失、汚損、破損等したことにより再交付を申請する場合
根拠規定	教育職員免許法第15条 栃木県教育職員免許状に関する規則第15条
対象者	<u>栃木県教育委員会で授与された教員免許状をお持ちの方</u> 栃木県以外で免許状を取得された方は、免許状を授与した都道府県へお問い合わせください。
代理人による手続の可否	否
手続様式の名称	免許状再交付申請書
添付書類の名称①	再交付を申請する免許状(汚損、破損したとき)
添付書類の名称②	返信用封筒 ・あて名を明記し、切手490円分(免許状3枚以下)又は560円分(免許状6枚以下)を貼付した返信用封筒(角形2号)を提出してください。
添付書類の名称③	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の <u>原本</u> ・教員免許状授与時の氏名又は本籍が、申請書類に記載された氏名又は本籍と異なるときは提出してください。
手数料	有 再交付手数料 免許状1枚につき1,100円 ・栃木県収入証紙を購入し、様式の所定の欄に貼付してください。 ※日本国政府の収入印紙ではありませんのでご注意ください。栃木県収入証紙については、栃木県HP(http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/shoushi.html)をご覧ください。 ・栃木県収入証紙は、県職員生協売店、県内の一部のコンビニエンスストア等で購入できます。詳しくは(https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeika.html)をご覧ください。 ・県外在住の方で購入できないときは、栃木県職員生活協同組合県庁内売店(TEL:028-623-2533)において郵送での購入が可能ですので、県外等からの
提出先	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県教育委員会事務局義務教育課総務担当
提出方法	郵送
問い合わせ先	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県教育委員会事務局義務教育課総務担当 TEL:028-623-3391 FAX:028-623-3399 Email:kyouinmenkyo@pref.tochigi.lg.jp
備考	・再交付される免許状の氏名及び本籍地の記載は発行時のものとなります。 ・氏名又は本籍に変更があり、現在の氏名又は本籍地記載の免許状を希望する場合は、同時に教員免許状の書換手続きが必要となります。 ・免許状再交付の標準事務処理期間は30日です。概ね月2回(2月及び3月を除く)の事務処理を行います。 ・教員免許状の授与年月日及び番号が不明のときは、卒業した大学名または短期大学名及び卒業年月を記入したメモ等を申請書に添付してください。